

I 調査の概要

1 調査の目的

茨城県内の市町村における住民の転入及び転出に係る理由を把握し、県及び市町村が実施する各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象者

調査対象市町村（龍ヶ崎市，常陸太田市，稲敷市及び大洗町を除く県内市町村。ただし，日立市，笠間市及び境町は独自調査による。）において，転入届（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する届出をいう。）若しくは転出届（同法第24条に規定する届出をいう。）を市町村長に提出した人。

3 調査の方法及び集計

調査対象者が転入届若しくは転出届を市町村長に提出する際に，調査票に記入（任意記入）してもらい，その調査票を回収し集計する。

4 調査の期間

平成29年9月1日から同年9月30日までの1か月間

5 調査事項

- (1) 転入・転出の別
- (2) 転入元及び転出先
- (3) 移動する理由
- (4) 移動する人の性別及び年齢

6 移動理由の区分

移動する理由の区分は，次の10区分とした。

- (1) 「就職・転職・転業」……新たな就職全般（学校の卒業と同時に就職する場合も含む）
- (2) 「転勤」……同一企業内での勤務場所の変更
- (3) 「退職・廃業」……勤めていた企業の退職や自営業などの廃業
- (4) 「就学」……新たに学校に入学すること
- (5) 「卒業」……学校を卒業（修了）すること（学校の卒業と同時に就職するときは「就職・転職・転業」）
- (6) 「結婚・離婚・縁組」……新たに結婚，離婚，養子縁組をした場合
- (7) 「住宅（住宅の新築・購入・借り換え）」……新たに住宅を購入した場合や借家の住み替え
- (8) 「交通の利便性」……交通が不便であるため交通利便地に住み替えをすること
- (9) 「生活の利便性」……買い物に便利，通院に便利，教育環境等により住み替えをすること
- (10) 「その他」……上記のいずれにも該当しないもの

7 調査期間中における転入・転出者数及び調査票から集計した転入・転出者数

(人)

区 分	転入・転出者数 (調査対象市町村) (a)	調査票から集計した 転入・転出者数 (b)	割合 (%) (b/a) × 100	(参考) 県内の 転入・転出者数
県外転入	5,213	1,496	28.7	5,473
県外転出	4,606	1,257	27.3	4,905
県内転入	2,964	844	28.5	3,122
県内転出	3,072	1,044	34.0	3,259
合 計	15,855	4,641	29.3	16,759

注) 調査期間中における「転入・転出者数」は、茨城県常住人口調査による。

8 用語の説明

「県外転入」……県外からの転入者

「県外転出」……県外への転出者

「県内転入」……県内の他の市町村からの転入者

「県内転出」……県内の他の市町村への転出者

「県内移動」……(県内転入+県内転出) × 1/2

「原因者」………移動の原因となる人。調査票の「移動の要因となった方」欄に記載した人。

「同伴者」………原因者に伴って移動する人。調査票の「左の人に伴って移動する人(ご家族等)について」欄に記載した人。

9 利用上の注意

- (1) 県内移動者数は、県内転入者数と県内転出者数を合わせた数の1/2としており、表章単位未満で四捨五入しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。また、内訳の割合は、四捨五入前の数値で算出しているため、表章の移動者数によるものとは必ずしも一致しない。

(2) 地域区分

区 分	調 査 対 象 市 町 村
県北地域	日立市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 東海村 大子町
県央地域	水戸市 笠間市 小美玉市 茨城町 城里町
鹿行地域	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市
県南地域	土浦市 石岡市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 かすみがうら市 つくばみらい市 美浦村 阿見町 河内町 利根町
県西地域	古河市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 桜川市 八千代町 五霞町 境町